

●香川県告示第164号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成23年4月22日

香川県知事 浜田 恵 造

指定事業所 番 号	事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地	事業者の名称及び代表者 の氏名並びに主たる事務 所の所在地	変更年月日	サービスの種類
3712000706	しまじろー (変更前) 高松市松縄町1133番地 スプリームビル1F (変更後) 高松市木太町1775番地 18	株式会社エリス 代表取締役 宮武一弘 高松市木太町1775番地27	平成23年4月 1日	児童デイサービ ス